

高知県知的障害者福祉協会会則

(名 称)

第1条 この会は、高知県知的障害者福祉協会という（以下「本協会」という）

(性 格)

第2条 本協会は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「日本福祉」という）を構成する単位団体とする

(事務局)

第3条 本協会の事務局は役員会において定める

(目 的)

第4条 本協会は、高知県の知的障害者福祉の増進と、知的障害福祉に係る従事者が誇りをもつことができるよう地位向上を図ることを目的とする

(事 業)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- 1 日本福祉の構成団体として、日本福祉の行う事業への協力と参加
- 2 知的障害者福祉を推進するための経営及び運営に関する調査・研究
- 3 知的障害者福祉を増進するための支援に関する調査・研究
- 4 人権に関する取り組み
- 5 知的障害者福祉に従事する職員の研修及び人材育成
- 6 会員施設の相互協力体制の充実
- 7 本協会の行う事業への協力と参加
- 8 行政機関並びに関係機関との連絡調整
- 9 その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

(機 関)

第6条 本協会の事業を推進するために次の会を設ける
役員会・施設長会・種別部会・各委員会

(会 員)

第7条 本協会の会員は、高知県内の知的障害関係施設の団体（以下「会員施設」という）並びに個人（以下「個人会員」という）とする

(会 費)

第8条 本協会の会員は、本会の事業に要する経費並びに日本福祉定款第13条に定める会費を納入するものとする。ただし、個人・施設会費については、別途細則に定める

(役員の数及び選任方法)

第9条 本協会には次の役員を置く

会 長	1 名
副 会 長	3 名
事務局長	1 名

- 監 事 2 名
- 非常任役員 10名程度
- 2 会長は理事の互選とする
- 3 副会長は理事から会長が選任する
- 4 監事は理事から役員会の承認を経て会長が選任する
- 5 事務局長は会長が選任する。
- 6 本協会に、非常任役員、顧問並びに会長補佐を置くことができる。非常任役員、顧問並びに会長補佐は役員会の承認を経て会長が選任する

(理事会)

- 第10条 本協会の業務の決定は、理事会をもって行う。ただし、日常の業務は会長が専決し、これを理事会に報告する
- 2 理事会は各会員施設を代表する理事によって構成され、各会員施設の理事の数は2名とする。
 - 3 理事会は会長が招集する
 - 4 理事会に議長を置き会長を以てあてる
 - 5 理事会は、理事総数の過半数以上の出席をもって成立する。ただし、委任状は出席とする
 - 6 理事会における議事の議決は、出席した理事の過半数の同意を得なければならない
 - 7 理事会は、決定事項を各理事及び研修会等を通じ会員に周知する

(役員の仕事)

- 第11条 会長は、本協会を代表して会務を総括する
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する
 - 3 監事は本協会の経理を監査する

(役員の仕事)

- 第12条 役員の仕事は2年間とする。ただし、補欠の役員の仕事は前任者の残任期間とする
- 2 役員の仕事はこれを妨げない

(委員会・部会)

- 第13条 本協会の円滑な運営のため、各委員会及び種別部会を置く
- 2 各種委員会は、支援スタッフ委員会、スポーツ委員会、研修委員会、防災委員会、人権倫理委員会 とする
 - 3 種別部会は日本福祉の定める部会とする。
 - (1) 児童発達支援部会
 - (2) 障害者支援施設部会
 - (3) 日中活動支援部会
 - (4) 生産活動・就労支援部会
 - (5) 地域支援部会
 - (6) 相談支援部会

(資産の管理)

第14条 本協会の資産は、会長が管理する

(予 算)

第15条 本協会の予算は、毎会計年度前に会長において編成し、理事総数の過半数の同意を得られなければならない

(決 算)

第16条 本協会の事業報告、収支決算書は毎会計年度終了後3ヶ月以内に会長において作成し、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない

2 会計決算上の余剰金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする

(会計年度)

第17条 本協会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年の3月31日をもって終了する

(会則の変更)

第18条 本協会の会則を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない

(施行準則)

第19条 本協会の施行についての準則は理事会において定める

(会費細則)

個人会費 1,300円

施設会費については、日本福祉の定める施設・事業形態別、定員規模別会費金額表により算定する

昭和39年	2月 1日	
昭和53年	3月 8日	改正
平成 7年	4月16日	改正
平成10年	4月 1日	改正
平成12年	4月29日	改正
平成15年	4月10日	改正
平成24年	4月 1日	改正
平成26年	3月31日	改正
平成28年	6月 2日	改正